**平成２２年（フ）第１５５号**
静岡県富士市石坂66番地の１　市営住宅石坂Ａ団地Ｃ―301号、前住所静岡県富士市中央町１丁目２番12号
債務者　三苫　良彦
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第１２２号**
愛知県蒲郡市宮成町６番３号　第２コーポ宮成506
債務者　知久　　貢
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第１３１号**
愛知県豊橋市曙町字若松87番地の２　１―Ａ
債務者　長坂　勝正
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第４７号**
静岡県御前崎市御前崎33番地の１、前住所静岡県御前崎市白羽3294番地の21
債務者　澤入　絵美（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４９号**
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字押切70番地１
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２２年（フ）第３００号**
川崎市幸区南加瀬４丁目13番24―203号　第２レジデンス日吉
債務者　西　　勝幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１１６号**
岡山県瀬戸内市邑久町豊原2716番地
債務者　柴田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５５５号**
神奈川県藤沢市高倉1040番地
債務者　岩瀬沙緒里
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４５号**
静岡県富士市今泉2331番地の６、前住所静岡県富士市三ツ沢98番地
債務者　杉澤　宏美（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第８２号**
北海道河東郡音更町雄飛が丘南区12番地13
債務者　嶋貫　健実
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第１４４６号**
横浜市磯子区滝頭２丁目６番６号　小泉アパート202号
債務者　中條ケリーこと　デ　ナカヨ　カレロゴメス　ケリー　ベアトリス
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４９３号**
横浜市緑区北八朔町2070番地５　アルカンシエル408号
債務者　市川　榮一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４９４号**
横浜市緑区北八朔町2070番地５　アルカンシエル408号
債務者　市川かず子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１５５０号**
横浜市保土ケ谷区西谷町1293番地25
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３３号**
愛知県蒲郡市栄町３番９号　セジュール栄Ｂ―102
債務者　杉浦　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部